

註① 經世大典站赤二の冒頭には中統の年號を記し、従つて五年三月四日といふのは中統五年と見るべきであるが、これは言ふまでもなく至元の誤寫に外ならぬ。

② 元史百官志通政院の條參照。

③ こゝに記されてある「據」といふ字は普通に用ゐられる場合と異り、「在りては」ほどの意味であるらしい。従つてこの字が無くとも意味は通じる。その證據には、元史兵志站赤篇にこの文句を収録して居るところには此の字を去つて、單に「隨路見設總站官」と書いてある。下に引く至元十年十二月の諸站都統領使司の奏中に見える「據隨處站戶」の「據」もこれと同様である。

④ 第五節の管首思官の條を參照。

## 五 站 官

隨處の驛站到如何なる官吏が置かれ、如何なる職務に従事したかは極めて知り易きが如くにして、實は甚だ知り難き問題である。以下少しくこれに關する管見を記して見よう。

漠北地方に驛傳の制度を施いた時に、既に札木臣・兀刺阿臣などを各驛に置いたことは元朝祕史<sup>卷十</sup>にも記されてある。札木臣が *jancin* 即ち驛務に執掌する人に對する名であることは言ふまでもない。兀刺阿臣は *ulayacin*, *ulacin* の對音で、兀刺赤 *ulayaci*, *ulaci* と書くのと同じであり、<sup>①</sup> 語義は *ulaya* が驛馬、*ci* はそれを扱ふ人をいふ接尾語で、驛馬人の義に外ならず、多分トルコ語から蒙古語に入つて行はれたものであらう。<sup>②</sup> 那珂博士の説かれたやうに「驛馬を掌る人」とか、元史兵志二、怯薛執事之名を解釋した處に、「典車馬者曰兀刺赤」とか解せられる